

令和5年度酒々井町教育委員会5月定例会議 議事録

開催日 令和5年5月23日(火)

開催場所 役場西庁舎2階第1会議室

出席委員	教 育 長	木村 俊幸	教育長職務代理者	林 洋子
	委 員	村重 浩二	委 員	大塚 益子
	委 員	河端 孝順		

出席職員	教 育 次 長	石井 良宏	学校教育課長	會田 悦久
	こども課長	伊藤 尚志	中央公民館長	佐藤 高信
	生涯学習課長	鈴木 潤一	プリミエール酒々井館長	森田 克彦
	学校給食センター所長	伊藤 雄三	こども課副主査(書記)	高橋 秀和
	こども課副主幹	坂本 康宏		

1 開会時刻 9:00

2 議事録署名委員の指名

3 議 題

(1) 議 案 (議案第4号は非公開)

議案第1号 酒々井町社会教育委員の委嘱について

議案第2号 酒々井町公民館運営審議会委員の委嘱について

議案第3号 酒々井町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

議案第4号 令和5年度6月補正予算(案)について

(2) 報 告 (報告第1号は非公開)

報告第1号 青少年交流の家に係る提訴の経過について

報告第2号 酒々井町人権教育推進協議会委員の委嘱について

報告第3号 地域学校協働本部運営委員会委員の委嘱について

報告第4号 地域学校協働本部地域コーディネーターの委嘱について

報告第5号 地域学校協働活動推進員の委嘱について

報告第6号 酒々井町家庭教育支援チーム員の委嘱について

報告第7号 酒々井町家庭教育支援推進委員会委員の委嘱について

報告第8号 行政報告について

4 次回会議の予定 6月23日(金)午後2時 西庁舎2階第1会議室

5 教育長・教育委員の予定

6 その他

7 閉会時刻 10:20

1 開会の言葉

木村教育長

ただ今より、令和5年度酒々井町教育委員会5月定例会議を開会いたします。

2 議事録署名委員の指名

木村教育長

議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、村重委員を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

3 議題

(1) 議案

木村教育長

これから議題に入りますが、はじめに皆様に2点お伝えいたします。

1点目ですが、河端委員につきましては、所用により10時前に退出いたしますので、ご了承ください。

2点目ですが、伊藤給食センター所長につきましては、所用により2、30分ほど遅れるとのことです。そのため、給食センターに係る案件、議案第3号「酒々井町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」及び議案第4号「令和5年度6月補正予算（案）について」並びに報告第1号「青少年交流の家に係る提訴の経過について」につきましては、伊藤給食センター所長入室後に審議を開始し、報告第2号から先に進めていきたいと考えておりますので、ご了承ください。

それでは、議題に入ります。本日の議題は議案が4件、報告が8件です。

はじめに、非公開案件についてお諮りします。

議案第4号「令和5年度6月補正予算（案）について」並びに報告第1号「青少年交流の家に係る提訴の経過について」は、町議会提出前の案件であることに鑑み、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、非公開にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

木村教育長

ご異議ございませんので、議案第4号並びに報告第1号は非公開とすることに決定しました。

それでは、はじめに議案第1号「酒々井町社会教育委員の委嘱について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

鈴木生涯学習課長

はい、議長

木村教育長

生涯学習課長

鈴木生涯学習課長

議案第1号「酒々井町社会教育委員の委嘱について」

社会教育法第15条並びに酒々井町社会教育委員条例第1条及び第2条の規定に基づ

き、下記の者を酒々井町社会教育委員として委嘱したいので、酒々井町教育委員会行政組織規則第5条第12号の規定により議決を求めるものでございます。

別冊の議案関係資料の1ページをお願いします。

上段の社会教育法をご覧ください。

社会教育法第15条第2項で、「社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。」と定められております。また、第18条に、「社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。」と定められております。

下段の酒々井町社会教育委員条例をご覧ください。

第1条第2項に、「委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、酒々井町教育委員会が委嘱する。」と定められております。また、第2条に、「委員の定数は9人とし、任期は2年とする。」と定められております。

議案の方にお戻りください。9名を委嘱したいと考えております。任期は令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間となります。引き続きお願いする方については説明を省略させていただき、異動のあった方についてのみ、プロフィールを紹介したいと思います。

まず、社会教育関係者として、北村真紀さんから福田円さんに代わっております。現在、酒々井町のスポーツ推進委員を務めてらっしゃいます。

次に、学識経験者として、石田準一さんから小早稲美穂さんに代わっております。小早稲さんをご承知のとおり、町議会議員としてお務めの方でございます。

最後に、家庭教育の関係者として、梶由里子さんから田邊真由美さんに代わっております。令和4年度に酒々井小学校の家庭教育学級副学級長を務められております。

説明は、以上でございます。よろしく願いいたします。

木村教育長

事務局の説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

ご意見、ご質問等はございませんか。

(意見、質問等なし)

木村教育長

特に、ご意見、ご質問等ないので、これから採決を行います。

議案第1号「酒々井町社会教育委員の委嘱について」賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

木村教育長

挙手全員です。したがって、「議案第1号」は可決されました。

次に、議案第2号「酒々井町公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

佐藤中央公民館長

はい、議長

木村教育長

中央公民館長

佐藤中央公民館長

議案第2号「酒々井町公民館運営審議会委員の委嘱について」

酒々井町立公民館の設置、管理及び職員に関する条例第4条の規定により、下記の者を酒々井町公民館運営審議会委員として委嘱したいので、酒々井町教育委員会行政組織規則第5条第12号の規定により議決を求めるものでございます。

今回、公民館運営審議会委員のうち、町校長会・町PTA連絡協議会推薦委員の退任及び町議会議員の改選に伴い、それぞれの各団体へ推薦依頼をしたところ、新たに推薦がありましたので、「酒々井町立公民館の設置、管理及び職員に関する条例」第4条の規定により委嘱を行うものでございます。

審議会の委員は学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱することとなっております。

また、審議会の委員の任期は2年となりますが、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とすることとなっております。そのため、前委員の残任期間である令和5年4月1日及び令和5年5月9日から令和6年9月30日までを委嘱するため、議決を求めるものでございます。

新しく代わった方ですが、学校教育関係者として、酒々井小学校長の吉村忠広さんでございまして、現在、町校長会会長をお務めでございます。

また、社会教育関係者として、多賀直人さんでございまして、大室台小学校のPTA会長を務め、今年度から町PTA連絡協議会会長も務めていらっしゃいます。

最後に、議会からの学識経験者として、川島邦彦さんが推薦されております。

説明、以上でございます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

木村教育長

事務局の説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

ご意見、ご質問等はございませんか。

(意見、質問等なし)

木村教育長

特に、ご意見、ご質問等ないようですので、これから採決を行います。

議案第2号「酒々井町公民館運営審議会委員の委嘱について」賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

木村教育長

挙手全員です。したがって、「議案第2号」は可決されました。

(2) 報告

木村教育長

次に、報告に入ります。はじめに報告第2号「酒々井町人権教育推進協議会委員の委嘱について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

鈴木生涯学習課長

はい、議長

木村教育長

生涯学習課長

鈴木生涯学習課長

報告第2号「酒々井町人権教育推進協議会委員の委嘱について」

酒々井町人権教育推進協議会規約第4条の規定により、下記の者を酒々井町人権教育推進協議会委員として委嘱したので報告します。

別冊の資料の5ページをお願いします。酒々井町人権教育推進協議会規約でございます。

第4条で「本会は下記区分の代表者を委員として組織する。」とし、(1)人権・同和問題に関する識者(2)学校教育関係者(3)社会教育関係者(4)行政関係者となっております。

6ページの第7条をご覧ください。「本会の委員任期は2年とし、再任を妨げない。」と定められております。

議案の方にお戻り下さい。異動のあった方のプロフィールを紹介したいと思います。

上から4人目の笹沼亨さんでございます。地元からの推薦があり、前任の稲葉孝二さんから変更となっております。

学校教育関係者として、前任の加藤誠則先生から佐藤博幸先生に変更となっております。酒々井小学校の人権・同和教育担当の先生でございます。

その下、学校教育関係者として、前任の前林典子校長先生が退職されたことに伴い、大室台小学校の新たな校長先生として倉部哲也さんに変更となっております。その下、前任の小菅世奈さんから塚本真紀子さんに変更となっております。大室台小学校の人権・同和教育担当の先生でございます。

その2つ下、粟飯原達朗先生から並木敏先生に変更となっております。酒々井中学校の人権・同和教育担当の先生でございます。

最後に、下から2番目、前任の鬼丸幸子さんから酒々井町婦人会の推薦により稲葉節子さんに変更となっております。以上14名の委嘱でございます。任期は令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間でございます。

説明は以上でございます。

木村教育長

事務局の説明が終わりました。

これから質疑に入ります。ご意見、ご質問等はございませんか。

村重委員

はい、議長

木村教育長

村重委員

村重委員

前期の会長さんと副会長さんはどなただったかお聞かせ下さい。

鈴木生涯学習課長

はい、議長

木村教育長

生涯学習課長

鈴木生涯学習課長

申し訳ございません。手元に詳しい資料がないため、後ほどご報告させていただきます。

林教育長職務代理者

はい、議長

木村教育長

教育長職務代理者

林教育長職務代理者

人名や役職等の見え消し表示により、前年度とどのように違うかが分かりやすく非常に良かったと思います。人選については意義ありません。

木村教育長

他に、ご意見、ご質問等はございませんか。

(意見、質問等なし)

木村教育長

他に、ご意見、ご質問等ないようですので、「報告第2号」を終わります。

次に、報告第3号「地域学校協働本部運営委員会委員の委嘱について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

鈴木生涯学習課長

はい、議長

木村教育長

生涯学習課長

鈴木生涯学習課長

報告第3号「地域学校協働本部運営委員会委員の委嘱について」

酒々井町地域学校協働本部設置要綱第3条第1項の規定により、下記の者を地域学校協働本部運営委員会委員として委嘱したので報告します。

別添資料の7ページをご覧ください。酒々井町地域学校協働本部設置要綱でございます。

第3条に、「運営委員会は、次に掲げる委員で組織し、地域学校協働本部運営委員推薦書（別記第1号様式）に基づき教育委員会が委嘱する。」と定められており、（1）地域コーディネーター（2）地域関係者（3）保護者（4）学校職員（5）学校評議委員（6）その他学校長が必要と認める者となっております。同条第2項に、「委員の定員は、6名以内とする。」と定められております。また、同条第3項に、「委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。」と定められております。

報告10ページにお戻り下さい。

各学校に推薦依頼を行い、推薦をいただきました各学校の地域コーディネーター、学校関係者等でございます。

異動のあった方を紹介させていただきます。

大室台小学校の上から3段目、長縄忠孝さんから北沢真希さんに変更となっております。学校からの推薦をいただきまして、大室台小学校の保護者の方でございます。

その下、大谷文男さんから佐藤貴子さんに変更となっております。大室台小学校の保護者の方でございます。

続きまして、酒々井小学校の学校職員として、前任の佐々木健一さんから新たに教頭先生になりました田島ゆりさんに変更となっております。

最後に、酒々井中学校の学校職員として、前任の松田大助教頭先生から新たに教頭先生になりました吉田知宏さんに変更となっております。

任期は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間でございます。

説明は以上でございます。

木村教育長

事務局の説明が終わりました。

これから質疑に入ります。ご意見、ご質問等はございませんか。

村重委員

はい、議長

木村教育長

村重委員

村重委員

こちらと同じく前期の委員長、副委員長が分かれば教えていただきたいと思います。

鈴木生涯学習課長

はい、議長

木村教育長

生涯学習課長

鈴木生涯学習課長

申し訳ありません。手元に詳しい資料がないため、後ほど報告させていただきます。

木村教育長

先ほどの人権教育推進協議会委員と同様に、今後は、前期の会長（委員長）及び副会長（副委員長）を教育委員に説明できるように事前に調べておいて下さい。

他に、ご意見、ご質問等はありませんか。

（意見、質問等なし）

木村教育長

他に、ご意見、ご質問等ないので、「報告第3号」を終わります。

次に、報告第4号「地域学校協働本部地域コーディネーターの委嘱について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

鈴木生涯学習課長

はい、議長

木村教育長

生涯学習課長

鈴木生涯学習課長

報告第4号「地域学校協働本部地域コーディネーターの委嘱について」

酒々井町地域学校協働本部設置要綱第5条第2項の規定により、下記の者を地域コーディネーターとして委嘱したので報告します。

任期は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間でございます。

別冊の資料の7ページをご覧ください。酒々井町地域学校協働本部設置要綱でございませぬ。

第6条に、「コーディネーターは、各学校長の学校経営に関する権限及び責任の下に、学校長の求めに応じ、次に掲げる活動を行う。」と定められており、（1）学校とボランティアの間の連絡及び調整に関すること。（2）外部講師等（ゲストティーチャー）を効果的に活用した授業や体験学習等の実施のための支援に関すること。ただし、部活動支援又は地域への奉仕的活動（清掃・美化活動ほか）等については、対象外とする。（3）その他、地域学校協働活動に関すること。となっております。

今回、山岸文雄先生、石鍋豊和先生を委嘱し、前任期令和4年度から引き続きお願いしているところでございます。

説明は、以上でございませぬ。

木村教育長

事務局の説明が終わりました。

これから質疑に入ります。ご意見、ご質問等はありませんか。

(意見、質問等なし)

木村教育長

特に、ご意見、ご質問等ないようですので、「報告第4号」を終わります。

次に、報告第5号「地域学校協働活動推進員の委嘱について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

鈴木生涯学習課長

はい、議長

木村教育長

生涯学習課長

鈴木生涯学習課長

報告第5号「地域学校協働活動推進員の委嘱について」

酒々井町地域学校協働活動推進員設置要綱第5条第1項の規定により、下記の者を地域学校協働活動推進員として委嘱したので報告します。

任期は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間でございます。

別冊資料の9ページをお願いします。酒々井町地域学校協働活動推進員設置要綱でございます。

第6条に、「推進員の委嘱期間は、1年とする。ただし、再任は妨げない。」と定められております。

第7条に、「推進員の職務は、次の各号のとおりとする。」とし、(1)地域の教育課題解決に必要な総合的な連絡調整に関する活動(2)地域・学校の教育活動への支援や企画、参加促進に関する活動(3)その他推進員の設置の目的を達成するために必要な活動、と定められております。

推進員延べ3名の委嘱ですが、山岸文雄先生、石鍋豊和先生につきましては、コーディネーターを兼務していただいている状況でございます。先ほど説明しました7ページの地域学校協働本部設置要綱及び9ページの地域学校協働活動推進員設置要綱につきましては、本事業を進めるにあたって、国のガイドラインに沿って設置要綱を策定しましたが、このようにコーディネーターと推進員が兼務している町の状況等もございますので、この1年間をかけて改正していこうかと考えているところでございます。

任期につきましても、毎年5月の定例教育委員会会議で報告していますが、要綱を読むと大きな市町村等に合致したものではないかと考えている点がございますので、内容を精査して酒々井町にあった形の活動ができるような設置要綱に改正したいと考えております。

説明は以上でございます。

木村教育長

事務局の説明が終わりました。

これから質疑に入ります。ご意見、ご質問等はありませんか。

(意見、質問等なし)

木村教育長

特に、ご意見、ご質問等ないようですので、「報告第5号」を終わります。

次に、報告第6号「酒々井町家庭教育支援チーム員の委嘱について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

鈴木生涯学習課長

はい、議長

木村教育長

生涯学習課長

鈴木生涯学習課長

報告第6号「酒々井町家庭教育支援チーム員の委嘱について」

酒々井町家庭教育支援チーム設置要綱第2条の規定により、下記の者を酒々井町家庭教育支援チーム員として委嘱したので報告します。

任期は令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間でございます。

7名の職員を委嘱しております。別冊資料の11ページをお願いいたします。

酒々井町家庭教育支援チーム設置要綱でございます。

第2条に、「支援チームは、次に掲げる者（以下「チーム員」という。）をもって組織し、教育委員会がこれを委嘱する。」とし、（1）家庭教育指導員（2）子ども家庭支援員（3）子育て支援センター職員（4）保健師（5）教育委員会職員（6）健康福祉課職員（7）前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める者、と定められております。

同条第2項に、「チーム員の任期は、委嘱された日から当該年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。」と定められております。

第5条に、「支援チームは、家庭教育を推進するため、次に掲げる業務を行う。」とし、（1）連絡会議（2）ケース会議（3）保護者の居場所づくり・相談業務・情報提供（4）保護者への学びの場の提供（5）訪問型家庭教育支援（6）前各号に掲げるもののほか、必要な事項に関する事、と定められております。

報告の方にお戻り下さい。変更になった方のプロフィールをご紹介します。

教育委員会職員として、こども課の助川優美さんが人事異動に伴いまして転出されましたので、後任として高橋美帆さんに変更となっております。令和3年度、4年度と生涯学習課に勤務し、家庭教育学級を担当した職員でございます。

健康福祉課職員として、岡本朋樹さんから花香和彦さんに変更となっております。花香さんにつきましては、千葉県庁で勤務し、児童虐待、生活保護等を担当した方で、今年4月から健康福祉課に勤務されています。

以上7名のチーム員の委嘱でございます。

説明は以上でございます。

木村教育長

事務局の説明が終わりました。

これから質疑に入ります。ご意見、ご質問等はございませんか。

村重委員

はい、議長

木村教育長

村重委員

村重委員

ご説明された方で問題ないと思いますが、前期の会長及び副会長を後ほど教えて下さい。

鈴木生涯学習課長

はい、議長

木村教育長

生涯学習課長

鈴木生涯学習課長

手元に資料がないため、後ほどご報告させていただきます。

木村教育長

他に、ご意見、ご質問等ございませんか。

(意見、質問等なし)

木村教育長

他に、ご意見、ご質問等ないようですので、「報告第6号」を終わります。

次に、報告第7号「酒々井町家庭教育支援推進委員会委員の委嘱について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

鈴木生涯学習課長

はい、議長

木村教育長

生涯学習課長

鈴木生涯学習課長

報告第7号「酒々井町家庭教育支援推進委員会委員の委嘱について」

酒々井町家庭教育支援推進委員会設置要綱第2条の規定により、下記の者を酒々井町家庭教育支援推進委員会委員として委嘱したので報告します。

任期は令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間でございます。

別冊資料の13ページをご覧ください。

酒々井町家庭教育支援推進委員会設置要綱でございます。

第2条に、「推進委員会は、次に掲げる委員で組織する。」とし、(1)元教員(2)学校長代表(3)保育園園長代表(4)町PTA代表(5)家庭教育指導員(6)前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める者、と定められております。

同条第2項に、「委員の定員は、6名以内とし、教育委員会がこれを委嘱する。」と定められております。また、同条第3項に、「委員の任期は、委嘱された日から当該年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。」と定められております。

第4条に、「推進委員会は、次に掲げる業務を行う。」とし、(1)酒々井町家庭教育支援チーム(設置要綱(令和4年教育委員会告示第 号)第2条により設置された支援チーム)の活動の助言・指導・評価に関する事。 (2)前号に掲げるもののほか、必要な事項に関する事。と定められております。

報告の方にお戻り下さい。

学校長代表として、大室台小学校校長の前林典子校長さんが退職されましたので、酒々井小学校校長の吉村忠広さんに変更となっております。また、保育園園長代表として、前任の岩橋保育園園長の小川和子さんが退職されましたので、中央保育園園長の磯山美奈子さんに変更となっております。最後に、町PTA代表として、前任の斉藤良尚さんから多賀直人さんに変更となっております。

以上5名の推進委員会委員の委嘱でございます。

説明は以上でございます。

木村教育長

事務局の説明が終わりました。

これから質疑に入ります。ご意見、ご質問等はございませんか。

村重委員

はい、議長

木村教育長

村重委員

村重委員

ご提案のあった方で問題ないと思いますが、前期の委員長さんと副委員長さんを教えていただきたいと思います。また、今後の報告案件では、前会長、前副会長を備考欄に記載していただけると資料が見やすくなりありがたいと考えます。以上です。

鈴木生涯学習課長

はい、議長

木村教育長

生涯学習課長

鈴木生涯学習課長

手元に資料がないため、後ほどご報告させていただきます。

今後は、備考欄を作成して、前会長、前副会長などと表記させていただきます。

木村教育長

他に、ご意見、ご質問等はございませんか。

(意見、質問等なし)

木村教育長

他に、ご意見、ご質問等ないので、「報告第7号」を終わります。

ここで、先ほど伊藤給食センター所長が入室しましたので、会議次第を戻りまして、議案第3号「酒々井町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

伊藤学校給食センター所長

はい、議長

木村教育長

学校給食センター所長

伊藤学校給食センター所長

議題の審議が変更となり、申し訳ございませんでした。

それでは、説明をさせていただきます。4ページをお願いいたします。

議案第3号「酒々井町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」

酒々井町学校給食センター設置条例第5条第2項の規定に基づき、下記の者を酒々井町学校給食センター運営委員会委員に委嘱したいので、酒々井町教育委員会行政組織規則第5条第12号の規定により議決を求めるものでございます。

恐れ入りますが、別添資料の3ページをご覧ください。

酒々井町学校給食センター設置条例でございまして、第5条第1項で運営委員会は委員9名で組織する旨、同第2項で委員は同項各号において選出区分及び選出人数が示された上、教育委員会が委嘱する旨、定められてございます。

会議資料に戻っていただきまして、学校給食センター運営委員会委員につきましては、

令和5年3月31日をもちまして、前期委員の任期が満了しましたので、新たに委員9名の委嘱をしようとするものでございます。

第1号委員は、町立小中学校長の充て職で、今回は大室台小学校の倉部哲也校長が新規となり、酒々井小学校の吉村校長・酒々井中学校の中村校長は再任です。

第2号委員は、町立小中学校PTA会長の充て職で、酒々井小学校の小出一也会長と酒々井中学校の石井雄会長が新任です。大室台小学校の多賀直人会長は再任です。なお、酒々井中学校の石井会長は、大室台小学校のPTA会長を以前務めておられましたので、その際にも学校給食センター運営委員会の委員をお願いしておりました。

第3号委員は、町立小中学校医にお願いしておりますが、まえだ医院の前田幸輝医師の再任です。

第4号委員は、町議会議員ですが、4月の町議改選に伴い、小早稲美穂議員が選出された旨議会から報告があったものです。

第5号委員は、学識経験者ですが、引き続き小別當ひろ子さんをお願いをするものでございます。

任期につきましては、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間ですが、第4号委員の議会議員のみ、先日、5月9日に開催されました議会全員協議会で選出されましたことから、任期の開始が令和5年5月9日となっております。

議案第3号の説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

木村教育長

事務局の説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

ご意見、ご質問等はございませんか。

(意見、質問等なし)

木村教育長

特に、ご意見、ご質問等ないようですので、これから採決を行います。

議案第3号「酒々井町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」賛成の方は挙手願ひます。

(挙手全員)

木村教育長

挙手全員です。したがって、「議案第3号」は可決されました。

さらに、議案第4号「令和5年度6月補正予算(案)について」を議題とします。

議案第4号は、会議冒頭でご了承いただきましたとおり、非公開といたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

非公開 令和5年度6月補正予算(案)について

木村教育長

以上で、議案の審議を終わります。

続きまして、報告第1号「青少年交流の家に係る提訴の経過について」を議題とします。

報告第1号は、会議冒頭でご了承いただきましたとおり、非公開といたします。それ

では、事務局から説明をお願いします。

非公開 青少年交流の家に係る提訴の経過について

木村教育長

次に、先ほど報告第7号まで終えておりますので、報告第8号「行政報告について」を議題とします。

まずは、私からご報告します。

はじめに、新型コロナウイルス感染症関連についてご報告いたします。4月定例会以降昨日までの町立小中学校児童生徒及び教職員の新規感染者の状況ですが、児童が4人で、教職員は1人でした。臨時休業はありませんでした。5月8日（月）から感染症法上の位置づけが5類となりましたが、マスク着用や3密回避などの基本的対策については状況に応じて適切に対処しております。また、酒々井町新型コロナウイルス感染症対策本部会議は5月2日（火）の第46回の開催をもって廃止となりました。今後の町としての基本的な感染対策につきましては別添資料のとおりでございます。

次に、5月9日（火）に開催されました町議会臨時会で議長等が決まりましたのでお知らせいたします。議長には高崎長雄氏が、副議長には酒瀬川芳子氏が選出されました。また、教育民生常任委員会委員長に大石法子氏が選出されました。

次に、16日（火）に行われました第一部会小学校陸上競技大会についてご報告いたします。種目別参加人数は1校2名までで、酒々井小はフルエントリー、大室台小は6年女子ハードル走が1名参加ということでフルエントリーとはなりません。スタート前の子供たちからは緊張感が漂い、レースでは歯を食いしばって全力を出し切って頑張ってくれました。競技結果はお手元の成績一覧のとおりで、残念ながら優勝種目はありませんでした。昨年は大室台小学校が4種目で、酒々井小学校が1種目で優勝しており、28年度からは両校併せて毎年5種目以上で優勝者がでていたなど、町内児童の活躍が目立っていることを報告して参りましたが、今年は寂しく思っております。

次に、21日（日）に開催されました町文化協会総会・創立四十周年記念式典に出席しましたのでご報告いたします。創立の昭和59年3月は町人口は増え続けているものの急増期を過ぎた頃で、当時の私は36歳でしたので、文化協会の皆さんの多くも同じ年頃であったと思います。つまり、企業や社会においてはリーダーであり、中堅としての存在であったことと思います。このような皆さんが、まさしく、文化協会会長田辺知治さんが挨拶で語っておられた、「趣味を通して素晴らしい人間関係を保ち、活力に満ちた心豊かな生活を送る明るい社会を築いていきたい」という意気込みで創立されたのでありましょう。近頃「高齢化」「会員やサークルの減少」という問題を抱え、若い人達に文化活動の面白さや素晴らしさを伝えていきたいと話されておりました。

私からの報告は以上でございます。続いて教育委員の皆様からお願いいたします。

村重委員

はい、議長

木村教育長

村重委員

村重委員

河端委員が退席されましたので、保小中連携推進全体総会についての報告を代読いたします。

5月2日(火)大室台小学校にて保小中連携推進全体総会に出席してまいりました。

はじめに授業参観を行い、各教室を回りました。どこの教室も活気があり問題なく授業が進められていましたが、生徒達がPCを活用している現場を見ることができず、ICT教育の現場を生で見たいと個人的に思っていたため少し残念でした。

講演会は上條理恵先生の「教職員における児童虐待対応」を拝聴しました。センシティブな事例を挙げられ児童虐待について説明されておりました。児童虐待への対応はまずそれに気付くかが大事だと感じます。先生曰く「社会状況を把握し、子どもとは子どもの文化で対峙し、大人とは大人の文化で対峙する」とのこと。気付いてそれに対応するためにも教職員、また我々教育に関わる人間は、広い視野と様々な角度から物事を考察できる思考が必要と思いました。(教育委員河端孝順)

木村教育長

委員の皆様から他にございませんか。

林教育長職務代理者

はい、議長

木村教育長

林教育長職務代理者

林教育長職務代理者

他にございません。

木村教育長

続きまして、事務局から順次ご報告いただきたいと思います。

伊藤こども課長

はい、議長

木村教育長

こども課長

伊藤こども課長

(報告)

會田学校教育課長

はい、議長

木村教育長

学校教育課長

會田学校教育課長

(報告)

鈴木生涯学習課長

はい、議長

木村教育長

生涯学習課長

鈴木生涯学習課長

(報告)

佐藤中央公民館長
はい、議長
木村教育長
中央公民館長
佐藤中央公民館長

(報 告)

伊藤学校給食センター所長
はい、議長
木村教育長
学校給食センター所長
伊藤学校給食センター所長

(報 告)

森田プリミエール酒々井館長
はい、議長
木村教育長
プリミエール酒々井館長
森田プリミエール酒々井館長

(報 告)

木村教育長
教育委員の皆さん、そして事務局から行政報告がございました。
これから質疑に入ります。ご意見、ご質問はございませんか。

林教育長職務代理者
はい、議長

木村教育長
教育長職務代理者
林教育長職務代理者

プリミエール酒々井の関係です。多読賞表彰式についてですが、このようにたくさん
の本を読んでいるお子さんがいて、嬉しく思います。1位の子どもが460冊というこ
とですが、年齢や学年が分かれば、教えていただきたいと思えます。

森田プリミエール酒々井館長
はい、議長

木村教育長
プリミエール酒々井館長
森田プリミエール酒々井館長

1位のお子さんは、6歳の方です。

林教育長職務代理者
はい、議長

木村教育長
教育長職務代理者
林教育長職務代理者

2位のお子さんの年齢もお聞かせ下さい。

森田プリミエール酒々井館長

はい、議長

木村教育長

プリミエール酒々井館長

森田プリミエール酒々井館長

2位のお子さんは、309冊で、4歳の方です。

3位のお子さんは、270冊で、8歳、小学2年生の方です。

林教育長職務代理者

はい、議長

木村教育長

教育長職務代理者

林教育長職務代理者

ありがとうございます。低年齢のお子さん達がこれだけ多くの本を読むということは、今後成長するにしたがって、読書を勤しんでくれるのではないかと思いますので、広報には大々的に掲載していただいて、他の子ども達にも読んでいただけるように、是非よろしくをお願いします。

木村教育長

他に、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問等なし)

木村教育長

他に、ご意見、ご質問等ないようですので、以上で報告を終わります。

4 次回会議の予定

木村教育長

続きまして、「次回会議の予定」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

伊藤こども課長

はい、議長

木村教育長

こども課長

伊藤こども課長

次回会議の予定ですが、令和5年6月23日(金)午後2時から役場西庁舎2階第1会議室で予定させていただいております。

併せまして7月の予定ですが、7月28日(金)午後2時から同会議室で予定させていただいております。以上でございます。

木村教育長

事務局の説明のとおり、次回会議は6月23日(金)午後2時から、7月は28日(金)午後2時から行うことでよろしいですか。

(全員了承)

木村教育長

それでは、そのようにご予定願います。

以上で、次回会議の予定を終了します。

5 教育長・教育委員の予定

木村教育長

続きまして、「教育長・教育委員の予定」を議題とします。事務局から説明をお願いしたいと思いますが、会議後に予定がありますので、教育長・教育委員両方が出席する行事のみ説明をお願いします。

伊藤こども課長

はい、議長

木村教育長

こども課長

伊藤こども課長

(予定説明)

木村教育長

事務局から説明がありましたが、欄外に印旛郡市民スポーツ大会集中会期が7月15日(土)、7月16日(日)と、記載されております。いつ、どなたが、どこに行くかについては、種目別会場等の抽選があり、私の方でその辺を把握しながら教育委員の皆様にご提示したいと考えておりますので、それまでお待ちいただきたいと思います。

以上で、教育長・教育委員の予定を終了します。

6 その他

木村教育長

続いて、「その他」を議題とします。事務局から、その他はございますか。

(事務局その他なし)

木村教育長

事務局からのその他はございません。委員の皆さんからその他はございませんか。

(教育委員その他なし)

木村教育長

ないようですので、以上でその他を終了します。

7 閉会

木村教育長

以上で、本日次第に掲げました議事はすべて終了しました。

令和5年度酒々井町教育委員会5月定例会議を閉会いたします。

(10:20)

議事録署名 教育長

委員

議事録作成職員
こども課